Starlink Business 契約約款

２０２６年１１月１日

株式会社 ＳＴＮｅｔ

目　次

第１章　総　則
第１条　約款の適用・・・

第２節　割増金及び延滞利息
第 ２９ 条　割増金・・・８
第 ３０ 条　延滞利息・・・８

第９章　保守
第 ３１ 条　Starlink サービス契約者の維持責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第 ３２ 条　Starlink サービス契約者の切分責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第 ３３ 条　電気通信設備の変更に伴う Starlink キット等又は自営端末設備の変更等・・・・・・・９

第１０章　保証及び損害賠償等
第１節　Starlink キット等及び Starlink サービスの保証
第 ３４ 条　保証期間内における保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第 ３５ 条　Starlink キットの保証期間経過後における保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第 ３６ 条　Starlink キット等及び Starlink サービスの保証の限界・・・・・・・・・・・・・・ １０
第 ３７ 条　Starlink サービス及び Starlink キット等に関する問い合わせ受付・・・・・・・・ １１
第 ３８ 条　その他の提供条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第２節　損害賠償等
第 ３９ 条　免責・・１１
第 ４０ 条　損害賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第１１章　雑則
第 ４１ 条　当社の承諾の限界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第 ４２ 条　Starlink サービスに関する技術的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第 ４３ 条　当社が別に定める事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第 ４４ 条　Starlink サービス契約者の情報の取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第 ４５ 条　Starlink サービス契約者の氏名等の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第 ４６ 条　Starlink サービス契約に係る情報の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第 ４７ 条　注意喚起・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第 ４８ 条　送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第 ４９ 条　Starlink サービス運営会社が行うセキュリティ対策の承認・・・・・・・・・・・・１３
第 ５０ 条　知的財産権の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第 ５１ 条　不可抗力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第 ５２ 条　権利の不放棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第 ５３ 条　可分性・・１４
第 ５４ 条　合意管轄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第 ５５ 条　準拠法・・１４

別記・・・１５
１　Starlink サービスの提供区間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
２　Starlink サービス契約者の氏名等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
３　Starlink サービス契約者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
４　Starlink サービス契約者の禁止行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

料金表・・・１８
通則・・２０
第１表　料金・・・２２
第１　定額利用料・・２２
第２　一時金・・・２３

附　則・・２４

第１章　総　則

（約款の適用）

第１条　当社は、この Starlink Business 契約約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより Starlink サービス(第３条（用語の定義）において定義します。)を提供します。

２　当社は、KDDI 株式会社が別に規定する Starlink Business 契約約款に基づき、Starlink サービスを提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、民法の定めに従い、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

２ 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和６０年郵政省令第２５号。以下「事業法施行規則」といいます。)第２２条の２の３第２項第１号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに提示します。

（用語の定義）

第３条　本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
１　電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること
２　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
３　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
４　電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
５　データ通信	専ら符号又は影像を伝送交換するための電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信
６　Starlink サービス運営会社	Starlink 社
７　サービス提供事業者	当社に Starlink サービスを提供する事業者（KDDI 株式会社）
８　Starlink キット	陸上その他建物などに開設し、使用するための無線局であって、通信衛星の中継により無線通信を行う電気通信回線設備であり、アンテナ部、Wi-Fi ルーター部、電源部、ベース及びケーブルから構成されるもの
９　オプション品	Starlink キットと一体で利用することができる周辺機器のうち、当社が指定するもの
１０　Starlink キット等	Starlink キット及びオプション品
１１　シリアル番号	Starlink キットを一意に識別する為に付与される所定の文字列
１２　Starlink サービス衛星	Starlink サービス運営会社が運営する通信衛星
１３　Starlink サービス衛星通信網	Starlink サービス衛星及び Starlink サービス運営会社が保有する電気通信回線設備等によって構成される通信網
１４　Starlink サービス衛星通信	Starlink サービス衛星通信網を経由し Starlink サービス運営会社により承認された Starlink キット等により構成される電気通信回線設備を発着するデータ通信

１５　Starlink サービス地上局	Starlink サービス衛星との間の通信を取り扱う国内にある陸上の地球局
１６　Starlink サービス	Starlink サービス網を利用して当社が日本国内において提供するデータ通信サービス（当社が本約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）
１７　Starlink サービス契約	当社と本約款に基づき Starlink サービスの提供を受けることのできる契約
１８　Starlink サービス契約者	当社と Starlink サービス契約を締結したもの
１９　Starlink サービス契約者回線	本約款に基づいて Starlink サービス衛星と契約の申込者が指定する Starlink キットとの間に設定される電気通信回線
２０　端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内にあるもの
２１　自営端末設備	Starlink サービス契約者が設置する端末設備であって、Starlink キット以外のもの
２２　自営電気通信設備	Starlink サービス契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
２３　電気通信回線	利用者(電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方をいいます。) が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
２４　相互接続点	Starlink サービス衛星通信網と Starlink サービス衛星通信網以外の電気通信事業者（電気通信事業法(昭和５９年法律第８６号)。以下「事業法」といいます。)との間の相互接続協定（電気通信事業法第３３条第９項若しくは同条第１０項又は第３４条第４項の規定に基づきサービス提供事業者がサービス提供事業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定を含みます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
２５　協定事業者	Starlink サービス運営会社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
２６　Starlink サービス取扱所	Starlink サービス衛星通信に関する業務を行う当社の事業所
２７　技術基準等	端末設備等規則（昭和６０年郵政省令第３１号）で定める技術基準及び当社が定める Starlink サービス衛星通信の電気通信回線設備に係る端末設備等の接続の技術的条件
２８　消費税相当額	消費税法(昭和６３年法律第１０８号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和２５年法律第２２６ 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（外国における取扱制限）

第４条　Starlink サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者（外国の法令に基づいて、その外国において電気通信サービスを提供している者をいいます。以下同じとします。）の定める契約約款等により制限されることがあります。

第２章　Starlink サービスの種類等

（Starlink サービスの種類）

第５条　Starlink サービスには、次のタイプがあります。

種　　類	内　　容
Local	本邦内の陸上の任意の場所に１つの Starlink キットを設置して Starlink サービスを利用できるもの

第３章　Starlink サービスの提供区間等

（Starlink サービスの提供区間）

第６条　当社の Starlink サービスは別記１に定める提供区間において提供します。

（Starlink サービスの提供区域）

第７条　当社は Starlink サービスが提供できる区域（以下「提供区域」とします。）を定めます。

２ 当社は、当社が指定する Starlink サービス取扱所において、Starlink サービスの提供地域を閲覧に供します。

第４章　Starlink キット等の配送及び設置等

（Starlink キット等の配送及び設置、撤去）

第８条　当社は、当社から購入した Starlink キット等を当社所定の配送業者を利用して Starlink サービス契約者へ配送します。

２　Starlink サービス契約者は、自らの責任で、Starlink インストールアプリ及びインストールガイドに従って、空の見通しの良い場所に Starlink キット等（当社以外から購入したものを含みます。以下本条において同じとします。）を設置し、又は撤去するものとします。

３　Starlink サービス契約者は、自らの責任で、Starlink キット等の設置に関して、適用される全ての建築基準法、ゾーニング、条例、事業地区又は団体の規則、規約、条件、制限、賃貸借（リース）契約上の義務並びに地主／所有者の承認及び条件を確実に遵守し、全ての関連する手数料その他の料金を支払い、また、Starlink サービス及び Starlink キット等の設置に必要な全ての許可その他の認可を取得するものとします。

４　Starlink サービス契約者は、当社及び Starlink サービス運営会社の承認を得ることなく、インストールガイドに反する又は機器の伝達特性を別途変更する（アンテナをカバー／レドームの下に設置するなど）方法で Starlink キット等に変更（外観／塗装の変更を含みます。）を加えてはなりません。

５　Starlink サービスの利用に際して、Starlink サービス契約者の所有物に何らかの工事又は変更を必要とする場合、当社及び Starlink サービス運営会社は、費用の補償、又は Starlink サービス契約者の所有物を Starlink サービスの提供前と同じ物理的状態に戻す義務を負いません。

６　Starlink サービス契約者は、屋根に常設する必要がある場合、メンブレンの貫通に関して Starlink サービス契約者の屋根に適用される保証など、この種の設置に関連する潜在的なリスクを承認するものとします。

（Starlink キット等の所有権の移転）

第９条　当社から購入したStarlink　キット等の所有権及び危険負担は、納品時に当社からStarlink　サービス契約者へ移転します。

（Starlink キット等の管理責任）

第１０条　Starlink サービス契約者は、Starlink キット等について、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、Starlink サービス契約者以外の方の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。

第５章　Starlink サービス契約

（Starlink サービス契約の単位）

第１１条　当社は１のStarlink サービス契約者回線ごとに、１のStarlink サービス契約を締結します。

２　当社との間にStarlink　サービス契約を締結できる者は、１のStarlink　サービス契約につき、１人に限ります。

（電気通信回線設備の終端）

第１２条　Starlinkサービス契約者回線のStarlinkキット側の終端は、Starlinkサービス衛星とします。

（Starlink サービス申込の方法）

第１３条　Starlink サービスの申込をするときは、本約款に同意の上で、当社所定の申込を、契約事務を行う当社のStarlink サービス取扱所に提出していただきます。

（Starlink サービス申込の承諾）

第１４条　当社は、受け付けた順序に従って使用申込を承諾します。

２　前項の規定にかかわらず、当社は、Starlink　サービス申込を承諾するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。

３　前二項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、Starlink サービスの申込を承諾しないことがあります。

（１）Starlink サービス申込者が、Starlink サービスに係る料金その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）Starlink　サービス申込者が当社の提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。

（３）Starlink　サービス申込者がその申込にあたり虚偽の申告をしたとき、又はその申込の内容を確認するために当社が別に定める事項の提出を行わないとき。

（４）　Starlink サービス契約の申込み内容が、サービス提供事業者及びStarlink サービス運営会社との協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき、その他サービス提供事業者及びStarlink　サービス運営会社の承諾が得られないとき。

（５）そのStarlink キット等によるStarlink サービスの提供が、技術的に著しく困難であるとき。

（６）本約款の規定に反し、又は反することとなる恐れがあるとき。

（７）その他Starlink サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

４　前三項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、Starlink　サービスの申込みを承諾しません。

（１）本サービス申込者が法人、又は法人に相当するものと当社が認めるものではないとき。

（2）本サービス申込者が日本国に登記されている法人でない、又は日本国に登記されている法人であっても法人としての活動実績が乏しいと当社が判断したとき。
（3）Starlink キットを所持していないStarlink サービス申込者が、その申込みにあたり、Starlink キット等の所持を前提とせずにStarlink サービスのみを申込みしたとき。
（4）Starlink サービス申込者が、Starlink サービス運営会社が別に定める規約文書等に同意しないとき。
（5）Starlink サービス申込者が、当社が別に定めるプランごとの対応機種以外のものの使用を前提に、当社へ該当プランに係るStarlink サービスの申込をしたとき。

（Starlink サービスのプランの変更）
第１５条 Starlink サービス契約者は、料金表 第１表 料金 第１ 定額利用料 ２ 料金額 (1)定額利用料 アプランに係るもの に定めるプランの変更を請求することができます。ただし、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
２ Starlink サービス契約者は、前項の請求を行うときは、当社所定の申込を契約事務を行う当社のStarlink サービス取扱所に提出していただきます。
３ 当社は、第１項の請求があったときは、第１４条（Starlink サービス申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（Starlink サービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止）
第１６条 Starlink サービス契約者がStarlink サービス契約に基づいてStarlink サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（Starlink サービス契約者が行うStarlink サービス契約の解除）
第１７条 Starlink サービス契約者は、Starlink サービス契約を解除しようとするときは、解除しようとする日から起算して１５営業日前までに、そのことを契約事務を行うStarlink サービス取扱所に所定の方法で通知していただきます。
２ Starlink サービス契約者は、本条に基づく解除を理由としたStarlink キット等の返品はできません。

（当社が行うStarlink サービス契約の解除）
第１８条 当社は、Starlink サービス契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、そのStarlink サービス契約を解除することがあります。
（1）第２３条（利用停止）第１項の規定により利用停止をした場合において、Starlinkサービス契約者がなお第２３条（利用停止）第１項各号のいずれかに該当するとき。
（2）Starlink サービス運営会社とサービス提供事業者との間の Starlink サービス提供に係る契約が解除されたとき。
（3）サービス提供事業者と当社との間のStarlink サービス提供に係る契約が解除されたとき。
２ 当社は、Starlink サービス契約者が第２３条（利用停止）第１項各号のいずれかに該当する場合に、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちに使用契約を解除することがあります。
３ 当社は、前二項の規定により使用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨をStarlink サービス契約者に通知しますが、本条第１項第２号の場合はこの限りでありません。
４ Starlink サービス契約者は、本条に基づく解除を理由としたStarlink キット等の返品はできません。

（破産等による解除）
第１９条 当社は、Starlink サービス契約者について、破産法(平成１６年法律第７５号)、民事再生法(平成１１年法律第２２５号)又は会社更生法(平成１４年法律第１５４号)の適用の申立てその他これらに類する

事由が生じたことを知ったときは、直ちにStarlink サービス契約を解除することがあります。
２　Starlink サービス契約者は、本条に基づく解除を理由としたStarlink キット等の返品はできません。

（Starlink サービス契約者の義務等）

第２０条　Starlink サービス契約者は次のことを守っていただきます。
（１）通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
（２）違法に、又は公序良俗に反する態様で、Starlink サービス又はStarlink キット等を利用しないこと。
（３）Starlink キット等及びStarlink サービスの購入に関連する領収書その他の資料の写しを、記録のため保管すること。
（４）Starlink サービス契約者のStarlink キット等が盗まれる若しくは破壊されるそのほかの事由により亡失した場合又はStarlink サービス契約者の敷地から撤去された場合、Starlink サービス契約者は直ちに当社にその旨を通知すること。
（５）Starlink サービス契約者は、Starlink サービス又はStarlink キット等の全部又は一部をStarlink サービス契約者以外の者に使用させる場合は、そのStarlink サービス又はStarlink キット等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負い、当社がStarlink サービス契約上の権利を行使するために必要な同意を取得すること。
２　当社は、Starlink サービス契約者の行為が別記４（Starlink サービス契約者の禁止行為）に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断する場合は、前項第１号の義務に違反したものとみなします。
３　Starlink サービス契約者は、第１項の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

（その他の提供条件）

第２１条　Starlink サービスにかかるその他の提供条件については、Starlink サービス運営会社が定めるStarlink 仕様書のほか、当社が別に定めるところによります。
２　本サービスの提供に関して、KDDI 株式会社が別に規定するStarlink Business 契約約款が適用される場合であっても、本約款において別途定める事項については、本約款が優先して適用されるものとします。
３　Starlink サービスは、当社が別に規定する以下のアクセス回線の契約がある場合に限り、その１のアクセス回線ごとに１のStarlink サービスを申込みすることができます。
（１）高速イーサネット網サービス契約約款(ST-WAN サービス契約約款)に定める、第３種アクセス回線タイプ３のStarlink Business 型

第６章　利用中止等

（利用中止）

第２２条　当社は、次の場合には、Starlink サービスの利用を中止することがあります。
（１）Starlink サービス衛星通信網の保守上やむを得ないとき。
（２）多数の不完了通信(対話者の応答前に通信の発信を取りやめることを言います。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。

（利用停止）

第２３条　当社は、Starlink サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、６か月以内の期間（Starlink サービスの料金等を支払わない場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間）を定めて、Starlink サービスの通信を停止することがあります。

（1）支払期日を経過しても Starlink サービスの料金、割増金又は遅延損害金を支払わないとき。
（2）当社の承諾を得ずに、Starlink キット等に自営端末設備を接続したとき。
（3）当社が別に定めるところに違反して、Starlink キット等及び自営端末設備について当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない Starlink キット等及び自営端末設備を使用したとき。
（4）第２０条（Starlink サービス契約者の義務等）のほか、本約款の規定に違反したとき。
（5）Starlink サービス契約者の購入した Starlink キット等が、Starlink サービス運営会社の型式承認への適合を維持できなくなったとき。
（6）事前に Starlink サービス運営会社から同社による審査と承認の手続きが求められる取扱いにおいては、当社が Starlink サービス運営会社から Starlink サービス提供の停止又は適用する提供条件の変更の通知を受けたとき。
（7）Starlink サービス契約者が Starlink サービス衛星通信の料金の支払いを怠ったために、その Starlink キット等の使用を停止する旨、当社が Starlink サービス運営会社から通知を受けたとき。
（8）前各号のほか、Starlink サービスに関する当社（サービス提供事業者を含みます。以下この号において同じとします。）の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
２　当社は、前項の規定により利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を Starlink サービス契約者に通知するよう努力いたします。

第７章　自営電気通信設備等の接続等

（自営端末設備の接続）
第２４条　Starlink キット等への自営端末設備の接続は、当社が別に定めるところにより行っていただきます。

（自営端末設備の接続の検査等）
第２５条　Starlink サービス契約者は、事業法施行規則で定める場合を除き、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合していると認められた後でなければ、その自営端末設備を使用することができません。
２　当社は、自営端末設備に異常がある場合その他 Starlink サービスの提供に支障がある場合において必要と認めるときは、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行うことがあります。この場合において、Starlink サービス契約者は、正当な理由がある場合その他法施行規則で定める場合を除き、その検査を拒んではなりません。
３　前二項の検査を行う場合は、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

第８章　料金等

第１節　料金等

（料金）
第２６条　当社が定める Starlink サービス契約の料金は、定額利用料及び一時金とし、料金表に定めるところによります。

（定額利用料の支払い義務）

第２７条　Starlink サービス契約者は、定額利用料（料金表 第１表 料金 第１ 定額利用料に定める料金のことをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。ただし、当社が Starlink サービス申込手続きに着手する前にその Starlink サービス契約の解除又はその申込の請求の取り消しがあった場合又は本約款並びに料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

２　前項の期間において、利用停止等により Starlink サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払は次によります。

（１）利用中止又は利用停止があったときは、Starlink サービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払を要します。

（２）前号の規定によるほか、Starlink サービス契約者は Starlink サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払を要します。

（一時金の支払い義務）

第２８条　Starlink サービス契約者は、一時金（料金表 第１表 料金 第２ 一時金に定める料金のことを言います。以下同じとします。）の支払いを要します。ただし、本約款又は料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

第２節　割増金及び延滞利息

（割増金）

第２９条　Starlink サービス契約に関する料金を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第３０条　Starlink サービス契約の料金又は割増金（以下本条において「料金等」といいます。）の支払義務者は、請求書に指定する期日（以下本条において「支払期日」といいます。）を経過してもなお料金等の支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について年１０％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第９章　保守

（Starlink サービス契約者の維持責任）

第３１条　Starlink サービス契約者は、Starlink キット等及び自営端末設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

（Starlink サービス契約者の切分責任）

第３２条　Starlink サービス契約者は、Starlink サービスの利用中において異常を発見したときは、自営端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。この場合において、Starlink サービス契約者は当社に対して係員の派遣を要請することはできないものとし、当社は係員を派遣する義務を負わないものとします。

２　Starlink キット等に障害が生じ、又はその設備が滅失したときは、Starlink サービス契約者がその負担において補充し、修理し、又は復旧するものとします。ただし、第１０章 保証及び損害賠償等に特段の規定

がある場合はこの限りではありません。
３　当社が、本条第１項の請求を受け、当社の係員を派遣した結果、当該障害が第３６条（Starlink キット等及び Starlink サービスの保証の限界）に定めるお客さまの責に帰すべき事由によるものであることが判明した場合、Starlink サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。
４　Starlink サービス契約者が Starlink キット等を、当社が把握している設置先の住所から移設している場合には、当社が、本条第１項の請求を受けた場合であっても、当社の係員を派遣することはできません。

（電気通信設備の変更に伴う Starlink キット等又は自営端末設備の変更等）
第３３条　Starlink サービス衛星通信網においてやむを得ない限度において技術的な条件（Starlink キット等の型式認定の内容及び技術的事項を含みます。）の変更が行われた場合であって、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更が必要となったときは、Starlink サービス契約者の負担と責任によりその改造又は変更を行っていただきます。

第１０章　保証及び損害賠償等

第１節　Starlink キット等及び Starlink サービスの保証

（保証期間内における保証）
第３４条　当社は Starlink サービス契約者に対し、当該 Starlink サービス契約に係り当社から提供した Starlink キットのみを対象に、当該 Starlink サービス契約を申込みした日から、当該 Starlink キットの納品日から起算して２年後の同じ暦日の前日までの間（納品日が２月２９日であった場合には、その日から起算して２年後の２月２８日までの間）に、Starlink サービス契約者から診断の請求を受け、その Starlink キットが故障したと当社が判断したときに、無償で交換用の Starlink キットを提供します。
ただし、当該 Starlink サービス契約の申込をした日以前に当社又はサービス提供事業者から Starlink キットを購入した場合は、当該 Starlink キットの購入時に定められた保証開始日から起算して２年後の同じ暦日の前日までの間（保証開始日が２月２９日であった場合には、その日から起算して２年後の２月２８日までの間）において上記の保証を提供します。
２　第１項の規定に基づく保証を利用したい場合は、Starlink サービス契約者は所定の方法で当社に故障診断を請求していただきます。
３　前項の請求に基づき、当社は Starlink キットの故障診断を行い、その結果故障か否かを判断します。
４　当社は、Starlink キットの保証に関し本条に定めるものを除き何ら責任を負わないものとします。
５　当社は、Starlink サービス契約者に日本国内に係る Starlink サービス（Starlink キットから発信されるものに限ります。以下本条において同じとします。）を提供すべき場合（第３６条（Starlink キット等及び Starlink サービスの保証の限界）第１項各号に該当する場合を除きます。）において、当社（Starlink サービス運営会社及びサービス提供事業者を含みます。）の責めに帰するべき事由により日本国内に係る Starlink サービスを提供しなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、別記１に定める提供区間にある場合に限ります。以下本条において同じとします。）は、そのサービスを全く利用することができない状態（その通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを Starlink サービス契約者が当社に通知した時刻（その前にそのことを当社が知ったときは、その知った時刻。以下本条において同じとします。）から起算して４８時間以上その状態が連続したときに限り、その Starlink サービス契約者からの請求によりその Starlink サービス契約者の損害を賠償します。

６　前項の場合において、当社は、その Starlink サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（４８時間の倍数である部分に限ります。）について、４８時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該 Starlink サービスに係る定額利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

７　当社は、前項の規定により計算して得られた額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて計算します。

８ 当社は、Starlink サービス契約に関し、Starlink サービス契約者以外の方からの損害賠償の請求には応じません。

９　当社は、本条第５項に定める損害賠償の事由が発生した日から起算して６か月を経過したときは、その料金の返還には応じません。

１０　当社は Starlink サービスの品質について何ら保証せず、本条に定めるほか一切の責任を負わないものとします。

（Starlink キットの保証期間経過後における保証）

第３５条　当社は Starlink サービス契約者に対し、当該 Starlink サービス契約に係り当社又はサービス提供事業者から提供した Starlink キットのみを対象に、第３４条（保証期間内における保証）第１号に定める保証期間が経過した後にその Starlink キットが故障したと当社が判断したときに、当該 Starlink キットと同じ機種の Starlink キットを再購入し当該 Starlink サービス契約を継続する場合に限って、再購入する時点における Starlink キットの定価を５０％割引いて提供します。

ただし、当該 Starlink キットと同じ機種の在庫が無い場合はこの限りではありません。

２　前条の第２項及び第３項は、本条に準用します。

（Starlink キット等及び Starlink サービスの保証の限界）

第３６条　以下の場合には、Starlink サービス契約者は第３４条及び第３５条の定める保証を当社に請求することはできません。

（１）取扱説明書又は製品マニュアルに記載された使用環境や指示事項に従わず、製品を使用された場合（Starlink キットの空の見通しの妨害又はアンテナをレドームで覆うことを含みます。）

（２）不適合な設置環境で使用した場合又は Starlink サービス運営会社が提供若しくは承認していない機器若しくはソフトウェアと組み合わせて使用した場合

（３）アンテナの手動による再調整の場合

（４）Starlink キットと Starlink 通信衛星間、又は Starlink 通信衛星とゲートウェイ局間における降雨減衰の影響の場合

（５）Starlink 通信の配置上生じるサービス提供の空白地域・時間が原因の場合

（６）他の発信装置による干渉又はアクティブなもしくは並列のネットワーク接続の過多

（７）Starlink サービス契約者の電源又はネットワーク機器の問題、その他故障の原因が本製品以外にある場合

（８）上記のほか著しく過酷な条件のもとで使用されたことにより故障又は損傷した場合

（９）移動中の利用の許可を得ていない又は指定を受けていない Starlink キット等並びに Starlink サービスを用いた移動中の利用

（１０）Starlink サービス運営会社又は Starlink サービス運営会社に承認された者以外の者による Starlink キット等の修理、改修（塗装その他の外観の変更を含みます。）又は逆アセンブル

（１１）不当な修理や改造、誤接続、設置工事の際の不備及び過失、不適切な設置により故障又は損傷した場合

（１２）お引き渡し後の輸送、落下、水没等、不適当なお取扱いにより故障又は損傷した場合

（１３）火災、地震、風水害、落雷、その他の天変地異、ガス害、公害、塩害、供給電源に起因する異常電圧、あるいは暴動、窃盗、破壊行為等の人災などの不可抗力により故障又は損傷した場合

（１４）Starlink サービス契約者又は第三者が食品又は液体をこぼした場合
（１５）誤用、悪用、事故、破壊行為、改変又は放置
（１６）そのほか故障の原因がStarlink サービス契約者の故意又は過失による場合
（１７）Starlink サービス運営会社によるネットワークの計画的又は緊急メンテナンス
（１８）通常の損耗、劣化、又はStarlink キット等の動作に影響を与えない表面上の欠陥、へこみもしくは傷
（１９）製品に対して取得する必要のある認可、承認又は許可の取得又は維持ができない場合
（２０）当社又はStarlink サービス運営会社の合理的な支配の及ばない事由その他当社又はStarlink サービス運営会社の責任とみなされない故障の場合

（Starlink サービス及びStarlink キット等の障害に関する問い合わせ受付）

第３７条　当社は、Starlink サービス契約者からの、Starlink サービス及びStarlink キット等の障害に関する問い合わせを、当社所定の窓口において２４時間３６５日受け付けます。ただし、問い合わせは電子メールのみで受け付けます。

（その他の提供条件）

第３８条　Starlink キット等及びStarlink サービスに対して当社が提供する保証において、その他の提供条件は当社が別に定めるところによります。

第２節　損害賠償等

（免責）

第３９条　当社は、法律上認められる範囲で、第１０章 保証及び損害賠償等に特段の定めがある場合を除き、Starlink キット等及びStarlink サービスにつき、いかなる保証も行わないものとします。

２　Starlink サービスがStarlink サービス契約者の自己の事業、業務その他の目的を達成するために資するものかどうかは、Starlink サービス契約者の責任で判断いただきます。本サービスを使用する、又は使用できなかったことでStarlink サービス契約者がその目的を達成することができなかったとしても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は何ら責任を負わないものとします。

３　当社は、Starlink サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、Starlink サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。ただし、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。

４　当社は、本約款等の変更により、又は第３３条（電気通信設備の変更に伴うStarlink キット等又は自営端末設備の変更等）の規定により自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しません。

（損害賠償）

第４０条　Starlink サービス契約者が、Starlink サービス契約の違反により当社に損害を与えた場合、Starlink サービス契約者は、当該損害を賠償する責めを負うものとします。

２　Starlink サービス契約者がStarlink サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、Starlink サービス契約者は、自己の責任でこれを解決するものとし、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

３　当社は、Starlink サービス契約に別段の定めがある場合及び当社に故意又は重過失がある場合を除き、Starlink キット等の設置、修理、撤去及びStarlink サービスの利用により生じる結果について、Starlink サービス契約者その他いかなる者に対しても、Starlink キット等又はStarlink サービスの不具合・故障、

第三者によるStarlink サービスへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、何らの責任も負担しないものとし、特別損害、付随的損害、派生的損害、懲罰的損害、間接的損害、営業権もしくは営業利益の喪失、収益の喪失、業務停止、データの喪失もしくは破損、コンピューター障害、データセキュリティ違反、故障又は損失もしくは損害について一切責任を負わないものとします。

4　本条の規定は、当社が当該損失又は損害の可能性を通知されたか又は認識していたかにかかわらず、また、請求が契約、制定法、不法行為、厳格責任、過失その他の法令上の請求又は理論に基づいて主張されたかにかかわらず、Starlink サービス契約、Starlink サービス又はStarlink キット等に起因又は関連する請求又は損害に適用されます。

5　当社がStarlink サービス契約により賠償責任を負う総額は、当社の故意又は重大な過失に起因して生じた場合及び別途Starlink サービス契約者と当社の間で個別に契約を締結している場合を除き、該当の事象が発生した月から前６か月間に支払ったStarlink サービス利用料の総額を超えないものとします。

6　Starlink サービス契約者は、当社がStarlink サービス又はそれに相当するサービスの提供を行わなかったことにより損害が生じた場合に、Starlink サービス運営会社に対してその責任を問わないものとします。ただし、Starlink サービス運営会社が別段の定めを設けている場合は、この限りではありません。

第１１章　雑則

（当社の承諾の限界）

第４１条　当社は、Starlink サービス契約者から本約款の定めに基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないときがあります。この場合は、その理由をその請求をしたStarlink サービス契約者に通知します。

（Starlink サービスに関する技術的事項）

第４２条　Starlink サービスを利用する場合において、自営端末設備の接続に必要な技術的事項は、当社において掲示します。

（当社が別に定める事項）

第４３条　本約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

（Starlink サービス契約者の情報の取得）

第４４条　Starlink サービス契約者は、Starlink サービス提供に関わるものの氏名若しくは称号、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

（Starlink サービス契約者の氏名等の通知）

第４５条　当社は、Starlink サービス運営会社から要請があったときは、Starlink サービス契約者の氏名及び住所等をそのStarlink サービス運営会社に通知することがあります。

（Starlink サービス契約に係る情報の利用）

第４６条　当社は、Starlink サービス契約者に係る氏名、名称、電話番号、住所、居所、Starlink キットのシリアル番号若しくはStarlink キットの設置場所又は請求書の送付先等の情報を、当社（Starlinkサービス運営会社及びサービス提供事業者を含みます。）の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、

料金の適用、料金の請求等、本約款等及びStarlink サービス運営会社又はサービス提供事業者が別に定める規約文書等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

2　当社は、前項で取得した情報を、Starlink サービス契約の締結及び履行、料金等の請求その他Starlink サービスの提供に関わる業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、これらの情報については別記２を準用して適用するものとします。

3　当社はStarlink サービス契約の締結及び履行、料金等の請求その他Starlink サービスの提供に関わる業務の遂行上必要となる範囲において、前項に定める情報を、当社の業務を委託する第三者に取り扱わせ、又は提供することがあります。

4　Starlinkサービス運営会社は、Starlinkサービス契約者の満足度を評価するため、第１項で取得した情報を用いて、Starlinkサービス契約者に対し直接の面談及びアウトリーチ等を実施する場合があります。

5　前各項のほか、Starlink サービスに関して取得したStarlink サービス契約者関係者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「個人情報保護方針」、サービス提供事業者が別に定める「KDDI プライバシーポリシー」及びStarlink サービス運営会社が別に定める「Starlink プライバシーポリシー」が適用されます。

（注意喚起）

第４７条　当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成１１年法律第１６２号。以下「機構法」といいます。）第１４条第１項第７号に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第１１６条の２第１項第１号に定めるものをいいます。）により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その電気通信設備のＩＰアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

2　当社は、機構法の改正等により、前項に定める取扱いを終了することがあります。

（送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処）

第４８条　当社は、当社又はStarlink サービス契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先であることが特定された場合において、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者に当該電気通信設備からの送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求めるために、当社設備で必要な範囲において検知した通信の送信元ＩＰアドレス、ポート番号及び通信時刻を当該電気通信事業者に提供することを事業法第１１６条の２第２項に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（以下本条において「認定協会」といいます。）に委託することがあります。

2　当社は、当社又はStarlink サービス契約者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、当社設備で必要な範囲において通信の送信元ＩＰアドレス、ポート番号及び通信時刻を検知し、これを認定協会に提供することがあります。

3　前二項の規定は、当社が別に定めるサービスにおいて、Starlink サービス契約者から個別具体的かつ明確な同意を得られた場合に限り実施するものとします。

（Starlink サービス運営会社が行うセキュリティ対策の承認）

第４９条　Starlink サービス契約者は、Starlink サービス運営会社が、Starlink サービスのデータにインシデントを特定し、それに対応するためのサイバーセキュリティポリシー及び手続を管理及び実施し、当該インシデントの影響を軽減し、その結果を文書に記録し、適切な利害関係者（必要に応じて、国内及び海外の関係当局並びに影響を受けるデータ主体を含みます。）に通知することを承認していただきます。

（知的財産権の取扱い）

第５０条　Starlink サービス運営会社は、Starlink サービス及びStarlink キット等における全ての知的財産権（Starlink キット等に組み込まれるか又はStarlink サービスを提供するために使用されるファームウェア又はソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）を含みますが、これらに限られません。）を留保します。

２　Starlink キット等にインストールされているソフトウェアのコピー及びアップデートは販売されず、Starlink キット等にインストールされたままの状態で使用するために、前項に従い、Starlink サービス契約者個人に対してのみ（非独占的、譲渡不能、限定的、かつ、取消可能な条件で）ライセンス（以下「本ライセンス」といいます。）が付与されます。Starlink サービス契約において明示的に付与される場合を除き、Starlink サービス運営会社は、Starlink キット等、Starlink サービス及びソフトウェアに関する全ての知的所有権その他権利及び利益を留保し、ライセンスを付与しません。

３　本条に定めるほか、本ライセンスに関してはStarlink サービス運営会社が別に定めるソフトウェアライセンス及び使用条件に従うものとします。

（不可抗力）

第５１条　当社は、Starlink サービス契約に基づく義務の履行遅延又は履行不能について、かかる遅延又は不履行が当社の合理的な支配に及ばない原因によるものである場合には、一切の責任を負いません。かかる原因には、天災、労動紛争その他の産業騒乱、停電、公共サービスの停止、ウイルス又は疾病・伝染病の蔓延、その他の通信障害、地震、嵐等の自然現象、封鎖、通商停止、暴動、政府の行為又は命令、テロ行為、及び戦争が含まれます。

（権利の不放棄）

第５２条　当社が本約款のいずれの規定に基づく権利を行使しない場合でも、そのことがかかる規定に基づく権利を当社が現在又は将来において放棄することにはならず、また、後にかかる規定に基づく権利を当社が行使したときに当社の権利は何らの制限もされないものとします。

（可分性）

第５３条　本約款のいずれかの部分が無効又は執行不能と解釈された場合であっても、本約款の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

２　前項の場合に、無効又は執行不能とされた部分は、かかる部分の本来の効果及び意図に従って解釈されるものとします。かかる解釈が不可能な場合には、無効又は執行不能とされた部分は本約款から分離されますが、本約款の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

（合意管轄）

第５４条　Starlink サービス契約者との間でStarlink サービス契約の内容について疑義又はStarlink サービスに関して争いが生じた場合には、誠意をもって協議することとしますが、それでもなおStarlink サービスに関する一切の紛争が解決しない場合には、高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第５５条　Starlink サービス契約は、日本国の法令に基づき解釈されます。

別　　記

別記

１　Starlink サービスの提供区間

（１）Starlink サービスの提供区間は、以下のとおりとします。
　　ア相互接続点と Starlink サービス地上局との間
　　イ Starlink サービス衛星

２　Starlink サービス契約者の氏名等の変更

（１）Starlink サービス契約者は、その氏名若しくは称号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに、契約事務を行う Starlink サービス取扱所に届け出ていただきます。
（２）当社は、（１）の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
（３）当社が本約款に定める通知は、当社に届出を受けている氏名、称号、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

３　Starlink サービス契約者の地位の承継

（１）法人の合併若しくは分割により Starlink サービス契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う Starlink サービス取扱所に届出ていただきます。なお、Starlink サービス運営会社又はサービス提供事業者から要請があったときは、所定の書面を提出していただくことがあります。
（２）（１）の場合において、地位を承継したものが２人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した時も同様とします。
（３）当社は、（２）の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継したもののうちの１人を代表者として取り扱います。

４　Starlink サービス契約者の禁止行為

（１）Starlink サービス契約者は、Starlink サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
ア　通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
イ　本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
ウ　自己以外の者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
エ　自己以外の者になりすまして各種サービスを利用する行為
オ　自己以外の者の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
カ　自己以外の者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
キ　自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
ク　猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
ケ　無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
コ　連鎖販売取引(マルチ商法)に関して法令に違反する行為
サ　Starlink サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
シ　有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
ス　売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為又はそのおそ

れのある行為

セ　犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為又はそのおそれのある行為

ソ　その他法令又は本約款等に違反する行為又はそのおそれのある行為

タ　Starlink サービス又はStarlink キット等を攻撃用又は防衛用兵器その他の同等のエンドユースのために利用する行為

チ　Starlink サービス契約者に適用される全ての国際取引管理法（輸出管理、経済制裁、関税／輸入、マネーロンダリング防止及び腐敗防止に関する法令を含む。）に違反する行為

ツ　当社の同意なくStarlink サービスを第三者に再販売する行為又はそれに類する行為

テ　Starlink キットを移動する車両に設置する行為

ト　Starlink キットを移動する車両において利用する行為

ナ　本ソフトウェアのバイナリーコードからソースコードを何らかの方法により取り出そうとする行為

ニ　Starlink サービス運営会社が別に定めるStarlink 利用ポリシーに反する行為

ヌ　アからナまでの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

料　　金　　表

料　金　表　目　次

通則・・２０

第１表　料金・・２２
第１　定額利用料・・・２２
１　適用・・２２
２　料金額・・・２２
第２　一時金・・２３
１　適用・・２３
２　料金額・・・２３

通　則

（料金等の設定）

1　Starlink サービスに係る利用料は、Starlink サービスの提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

（料金の計算方法）

2

（1）当社は、Starlink サービス契約者がStarlinkキットを当社から新規に購入した場合、当社からStarlinkサービス契約者への月額料金（利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）の起算日は、納品遅延の有無及びその理由（Starlink サービス契約者の都合による遅延を含みます）を問わず、Starlink キット納品希望日の翌々月１日とします。Starlink サービス契約者が Starlink キットを当社から新規に購入しない場合は、当社からStarlinkサービス契約者への月額料金の起算日は、提供開始日の翌月１日とします。ただし、提供開始日が月の初日である場合は、当該提供開始日を起算日とします。

（2）当社は、月額料金の終了日は、Starlink サービスの廃止があった日の前日が属する月の末日までとします。

（3）当社は、当社に特別の事情がある場合は、前２項の起算日及び終了日を変更することがあります。

（4）当社は、料金その他の計算については、次表に定めるとおりとします。

区分	計算方法
ア　イ以外の料金	本約款に定める税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
イ　３ 消費税相当額の加算のただし書きに掲げる料金	本約款に定める額により行います。

（消費税相当額の加算）

3　第２７条（定額利用料の支払い義務）から第２８条（一時金の支払い義務）までの規定その他本約款の規定により、支払いを要するものとされている定額利用料又は一時金に関する費用の額は、本約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額もしくは税込価格とします。ただし、料金表 第1表 料金 第1 定額利用料 2 料金額（1）定額利用料 ア プランに係るもの に定める定額利用料及び延滞利息については、この限りではありません。

（月額料金の変更）

4

（1）当社は、月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したときは、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日の翌月１日から適用します。

（2）当社は、当社に特別の事情がある場合は、前項の適用日を変更することがあります。

（端数処理）

4の2　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てて計算します。ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りでありません。

（料金等の支払い）

5

（1）Starlink サービス契約者は、料金等に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定す

る金融機関等において支払っていただきます。
（2）料金等に関する費用は、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
（3）当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

（料金の一括後払い）

6　当社は、5の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、Starlink サービス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（料金等の臨時減免）

7

（1）当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金等に関する費用を減免することがあります。
（2）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係する Starlink サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

（料金等の請求）

8　Starlink サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、当社が別に定めるとことによります。

第１表　料金

第１　定額利用料

１　適用

区分	内容
（１）Starlink サービスに係る定額利用料の算定	ア　Starlink サービスに係る定額利用料は、Starlink サービス契約者が選択したプランに基づき、料金表 第１表 料金 第１ 定額利用料 ２ 料金額 （１）定額利用料 ア プランに係るもの に定める金額及びイ サポートに係るもの の金額を加算して算定するものとします。
（２）Starlink サービス契約者回線に係るデータ通信利用の制限	ア　当社は、Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信について、データ通信総量速度規制（その契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が当社が別に定める通信データ量を超えたことを当社が確認した場合、当社が別に定める期間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を当社が別に定める通信速度に制限することをいいます。以下同じとします。）を行います。 イ　本項の規定に係る累計通信データ量の計算方法は別に定めます。
（３）為替レートに基づくプランに係る定額利用料の定期的な改定	ア　料金表 第１表 料金 第１ 定額利用料 ２ 料金額 （１）定額利用料 ア プランに係るもの に定める料金額は、６の月ごとに所定の月における当社が別に定める為替レートに基づき料金額を改定し、改定後の料金額はそれぞれ改定を行った月が属する月の利用分から適用するものとします。 イ　料金表通則４の２端数処理の規定に関わらず、アの計算結果に１円未満の端数が生じた場合はその端数を切り上げて計算します。

２　料金額

（１）定額利用料

ア　プランに係るもの

種類	容量	単位	料金額［月額］
Local	50GByte	１契約ごとに	プランに係る定額利用料について定めた当社のホームページに規定する料金額
	500GByte	１契約ごとに	プランに係る定額利用料について定めた当社のホームページに規定する料金額
	1TByte	１契約ごとに	プランに係る定額利用料について定めた当社のホームページに規定する料金額
	2TByte	１契約ごとに	プランに係る定額利用料について定めた当社のホームページに規定する料金額
	5TByte	１契約ごとに	プランに係る定額利用料について定めた当社のホームページに規定する料金額
	6TByte	１契約ごとに	プランに係る定額利用料について定めた当社のホームページに規定する料金額

イ　サポートに係るもの

区分	単位	料金額［月額］（税込価格）
基本額	１契約ごとに	30,000 円（33,000 円）

第２　一時金

１　適用

区　分	内　容
（１）使用契約料の適用	ア　使用契約料は、Starlink サービスの利用開始に係る費用を要する場合に Starlink 契約者に適用します。 イ　前項において、当社が Starlink サービス申込手続き着手前にその Starlink サービス契約の解除又はその申込みの請求の取り消し（以下本項において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその申込み手続きに関する費用が支払われているときは、当社は、その申込み手続きに関する費用を返還します。 ウ　Starlink サービス契約者は、当社が Starlink サービス申込手続きの着手後に解除等があったときは、使用契約料の支払いを要します。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
（２）端末代金等（国内管理・配送料込）の適用	ア　端末代金等は、Starlink サービス契約者が当社から Starlink キットの購入を要する場合に、当社が別に定める Starlink キットの代金及び当社が行った Starlink キットの輸入手続き等に要する費用として Starlink 契約者に適用します。 イ　前項において、Starlink サービス申込手続きその Starlink サービス契約の解除又はその申込みの請求の取り消し（以下本項において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその申込み手続きに関する費用が支払われているときは、当社は、その申込み手続きに関する費用を返還します。 ウ　Starlink サービス契約者は、Starlink サービス申込手続きの着手後に解除等があったときは、利用の開始に係る一時金の支払いを要します。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
（３）オプション品の料金の適用	ア　当社は Starlink サービス契約者の請求に基づき、別に定めるオプション品を提供します。 イ　オプション品の料金その他の提供条件は別に定めるところによります。
（４）変更契約料の適用	ア　変更契約料は、Starlink サービスのプラン変更に係る手数料を要する場合に Starlink 契約者に適用します。 イ　前項において、当社がプラン変更続きに係る着手前にその Starlink サービス契約の解除又はその変更の請求の取り消し（以下本項において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその変更手続きに関する費用が支払われているときは、当社は、その変更手続きに関する費用を返還します。 ウ　Starlink サービス契約者は、当社がプラン変更手続きに係る申込手続きの着手後に解除等があったときは、変更契約料の支払いを要します。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

２　料金額

工事の種類	単位	工事費の額 （税込価格）
ア　使用契約料	１Starlink サービス契約者回線ごとに	12,000 円（13,200 円）
イ　変更契約料	１プラン変更ごとに	12,000 円（13,200 円）

附　　則

附　則

（適用期日）

１　この約款は、２０２６年１１月１日から適用します。